

子高第 5 7 1 号
令和 2 年 8 月 6 日

介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公印省略)

外国人留学生アルバイト又は外国人インターンシップ生等の人員配置基準に関する
Q&Aについて

日頃より本県の高齢者福祉施策の推進に、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

沖縄県所管の通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院における外国人留学生及びインターンシップ生等の人員配置基準上の取扱いについて、下記のとおりQ&Aを作成しましたのでお知らせします。

なお、令和 2 年 7 月 1 日付け子高第 353 号は同日付けで廃止し、本通知については令和 2 年 7 月 1 日より適用するものとします。

記

Q 資格外活動の許可を得た外国人留学生をアルバイトで雇用した場合や在留資格「短期滞在」「特定活動」等によりインターンシップ生等を受入れた場合、人員配置基準の算入対象とすることはできるか。

A 以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 日本語能力試験「N 4」以上取得者…就労開始日から算入対象とすることができる。
- ② 同試験「N 5」の場合…人員配置基準の算入対象とすることはできない。

ただし、「特定活動」(告示 9 号)によるインターンシップ及び「特定活動」(告示 12 号)によるサマージョブについては、この限りではなく、就労開始日から算入対象とすることができる。

(令和 2 年 7 月 1 日時点)
担当 介護指導班